

J. W. スペルマン著

封建主義の連合の間におき、人民の直接攻撃目標となつた清朝権力構造の中に、帝国主義支配の方則と、封建主義支配の原則が共に貫徹されていると見るわけである。これは革命をめぐる国内外の条件を、統一的に把握させる極めて見事な手法で、多くの論文が共通して使用しているところをみると、一般的に支持されているのである。

一応私なりの主観や発想を混えて紹介してきたが、明確にいえることは、中国の辛亥革命研究が個々の歴史事実究明の集積の上に、今や着実に理論整備の段階に進みつつあるということである。これは高く評価されなければならない。使用されている資料は、たしかに我々の入手困難なものもなくはないが、必ずしも珍しいものでない。とすれば我が国の研究の立遅れは何によるのであろうか。深く反省させられる。

(北京、中華書局、一九六一、一一、上巻、七一七頁)

参照

人民日報、一九六一、六、一八、學術動態、『闢千辛亥革命的研究和資料整理工作概況』

一九六一、九、二七　　『武漢地区史学工作者、開展闢千辛亥革命的學術研究活動』

一九六一、一一、一四　『討論辛亥革命史中的若干問題』

山崎元一

古代インドの政治理論——最古代より西暦1100年頃までの王権に関する一研究——

著者スペルマンが本書で解明しようと試みているのは、表題からも知られるように古代インドの政治理論、特に王権に関する諸問題である。しかし、本書は特定の専門家のみを対象として書かれたものではない。著者は広い読者層にも古代インドの政治理論の概略を知つてもらいたいこと、つまり古代インドの政治理論の入門書であることをも意図して本書を著わしたと述べている。スペルマンは王立アジア研究所の所員であり、本書はロンドン大学 The School of Oriental and African Studies のベシャム教授の指導下に作成された博士論文に基づいて書かれたものである。

主要な史料として用いられているのは、リグ・ヴェーダをはじめとする広義のヴェーダ文献、叙事詩マハーバーラタとラーマーヤナ、マヌ・ヤージュニヤ・アルキヤをはじめとする諸法典、カウティリヤの「実利論」(Arthashastra)、仏典中のジャータカなど多方面にわたる文献である。これらのなかで、特に政治論書として有名なものにはカウティリヤの著作と伝えられる「実利論」であるが、他の文献中にも各所に政治問題が言及されており、古代のインド人が抱

いていた政治思想を知るための史料はきわめて豊富である。

私はこの方面に十分な知識をもたず、また一般に古代インドの政治理論はほとんど知られていないため、本稿では簡々の問題点の正否を論ずるという方法はとらず、各章の紹介に重点を置いた。

第一章 統治権の起源

王権の未だ出現しなかつた「自然」の状態を楽園として描いている文献もあるが、一般には、この状態を弱肉強食の無秩序な社会とみなし、*māsyanyāya*（大魚が小魚を食い尽す自然法則を指す）と呼んでいた。古代インドの王権を理解する上に、この*māsyanyāya*の概念はきわめて重要である。国家そのものを一つの供犠（sacrifice）と考える理論もインド特有のものである。この理論によれば、王の監督下に國家の全構成員がそれぞれの種姓（varna）に定められた義務を果し、国家の諸機能が正しく運営されるならば、神前に供犠を行うのに等しい果報が得られるとしている。王が現在あるのは過去の業（karma）の結果であるという理論は王権の正当性の一論拠となつた。王権の起源を社会契約に求める理論は初期のバラモン文献には見られなかつたが、ちにその萌芽を認めることができる。この理論は特に仏教徒の間で発達した。また、古聖（rishi）によつて王権が授けられたという理窟もあるが、王権起源論の主流を占めていたのは王権神授の理窟である。これによれば、王権は社会を「自然」の混乱状態から救うために、神によって授けられたものとされている。

第二章 王の神性

問題の視点をはつきりさせるために、王の神性の高低を、下は「王は神の恩寵を特別に受けるもの」から、上は「神は王」に至る十一の段階に分ける。王の神格化はリグ・ヴェーダの時代にはまだ幼稚な低い段階にあつたが、即位式や供犠の発達とともに徐々に進み、理論的には高低あらゆる段階の神性を王に認めるに至つてゐる。しかし、神性ということは普通に考えられるような絶対性を意味しているのではない。バラモンなどにも神性は与えられており、王のみの独占ではなかつた。また、インドの神々は絶対神ではないので、王はこの点でも絶対者とはなり得なかつた。しかし、王を神聖視する思想は、王権の正当化の一論拠となつてゐる点で重要である。

第三章 王位の継承

王が軍事指導者であつた初期の社会では、不眞者を王位につけてはならぬとされていたが、王の軍事面での役割りが減ずるに従つて、この制限は無視されていつた。ヒンドゥー文献も仏典も女性の登位には反対している。王権は本来クシヤトリヤ階級に属するものであったが、他の三種姓の出身者が王位に登つたことを伝える文献もある。しかし、これは例外であり、民衆の不評をかつてゐる。古代インドの王位継承に選挙（election）の原理が大きくならいていたと主張する史家があるが、彼らはselectとelectとを混同している。政治学上の選挙とは、指名と票決の両手続きを経るものを行い、ヒンドゥー文献からは、こうした選挙が行われていたという証拠は得られない。選挙の原理が明示されているのは、仏典においてのみである。また、民衆が悪王を追放した物語などから、ヨーロッ

的な主権在民論や社会契約論が古代インドに存在していたと説く史家もあるが、これは言うまでもなく早計である。王の地位を民衆が左右した場合は当然考へられるが、これが民衆の権利と考えられていたわけではない。古代インドでは「義務」の面は重視されているが、これに対する「権利」の思想はあまり発達していないなかつたのである。相続の形態は長子相続が普通であったが、例外も多い。繼承者の決定に大臣が干渉したこともあり、また神意が問われたこともある。軍の司令官が王位を奪つた例もあるし、また兄弟相続や父子兄弟による二重統治の例も知られている。

第四章 大臣と會議

王の即位式の際に重要な役割りを果した *rātñin* は、政治上の助言機関ではなく、呪術的宗教的な官職といえよう。ヒンドゥー文献では、王の倫理上精神上の助言者であるバラモンの導師 (*parvinita*) の重要性が述べられている。導師の役職は世襲であつた。英語で大臣 (*minister*) と訳される行政上の助言者には、数種類の区別があるが、最高位かつ重要なのは *mantri* である。彼らは最も重要な王への助言機関である大臣會議 (顧問官會議 *mantri-parisad*) のメンバーとして大きな力をもつていた。大臣には多くはクシャトリヤ階級の出身者が任命された。その地位は世襲であつたが、王の意志によつて改廢されることもあつた。「実利論」をはじめとする諸文献には、大臣のとるべき行動が詳細に論じられている。*sabha* と呼ばれる集会があり、多くの学者の研究対象となつてきたが、史料の不足からその正確な内容はわからない。おそらくこの集会は、初

期ヴェーダ時代の小社会において宗教的な機能を果し、成員の意見の集まる場であつた小集会から分離発達したもので、のちに中央の裁判會議などをも指すに至つたと考えられる。ヴェーダ文献にはこの他にも *samiti* とか *vivāda* と呼ばれる集会が記されているが、同様に史料の不足からその性格については不明な点が多い。

第五章 法の支配

古代インドの政治概念のうちで最も重要なものはダルマ (*dharma*) 「法」である。ダルマは倫理性をその根底にもつ語で、初期ヴェーダ時代には天則をあらわす *ritu* と同じ哲学的抽象的な意味で用いられていたが、のちには各種姓の義務を指すなど、より具体的な内容が加えられていった。ダルマは、この世界に秩序をもたらすために神が創造した完全かつ神聖なものとされ、王・人民・社会など全てのもの上位にくる概念であつた（但し「実利論」では王命にダルマ以上の力を与えている）。ダルマの出所となつたのはヴェーダ文獻 (*śruti*) や聖伝書 (*smṛti*) の記載、ヴェーダ学者や聖人の徳行、正しい伝統や習慣などである。王はこのダルマに従つた統治を行うべきであると繰返し主張されている。次に権力の象徴である *danda* (鞭杖) の概念も重要である。*danda* は *mātasyaṇyā* の状態を恐怖によって秩序づけるために、神が創造したものと言われた。それ故、王の政學は *dāṇḍanīti* (鞭の行使) と呼ばれる。王はこの *danda* の力を借りて人民を支配するのであるが、*danda* を不正に行使するとれば *dandā* によって逆に自分が滅ぼされると

考えられていた。また、司法制度に関する組かい規定が諸文献に載せられているが、種姓によつて刑罰に軽重があり、特にバラモンには特權が与えられていた。他に神裁も相当有力な手段と考えられていた。諸文献にみられる司法上の規定が、理想通り実施されていたわけではないが、理論上今日の司法制度と比べてひけをとらない点も少くはない。

第六章 国家統治の原理

古代インドでいう國家 (*rājya*) は英語の *state* に最も近い意味をもつものであり、政治的統一と民族的自覚の上にたつ *nation* の概念は十分に発達しなかつた。政治理論は古代インドに存在した大小の国家において、内外の諸問題に対処する方策として発達した。スパイ制度や使節 (*duta*) 交換に関する規定をはじめ、外交政策上の細部にわたる問題が論じられているが、そこで説かれる政策は、高い倫理性と懐柔・欺瞞・裏切り・残酷との奇妙な調和を示している。仏教やジャイナ教のように、不殺生を主義として戦争行為に榮誉を与えないものもあるが、バラモン文献では戦いと人民保護とはクンチャトリヤの神聖な義務とされ、勇敢に戦うことによつて天国への道が開かれると述べられている。また、地理上の位置によつて図式的に敵対国・友好国・中立国とを区別するマンダラ (*manḍala*) の理論も外交政策の一つとして発達した。古代インドでは、征服地を臣下に封土として分与する制度はなかつた。諸文献では征服地を旧来の王かその一族にまかせ、地方的な伝統や習慣はそのまま保存すべきであると主張されている。征服地は貢納の義務を負う属国

(tributary state) となるのが普通であつた。世界は唯一の王に支配されるべくおどおどむじう理論もあつた。この理論と関連する最も重要な儀式は馬祭 (*asvamedha*) である。世界の王者を指す呼称のなかで特に転輪王 (*cakravarin*) が重要である。転輪王思想は仏教徒の間で理想的聖王の思想と結びついて発達したが、ここにはアショーカ王の影響が認められる。

第七章 王と経済制度

税を意味する *bali* という語は、初期ヴェーダ時代には神に献ずる供物を指したが、同じ頃すでに王への貢納の意味にも用いられていた。*bali* は初め有志のみが納めたものであるが、のちに経済上の義務とされるに至つた。ヴェーダ時代には *bali* を納める理由は明白ではなかつた。後世論じられるようになつた徵税の正当化の一ひととして、王の神性を擧げることができる。しかし、諸文献で特に強調されているのは、王には人民保護の義務があり、王はこの保護に対する報酬 (*vetana, fee*) として税を得る、という理論である。しかし、この理論を等価交換理論に基づくものと解釈したり、この理論から王が今日的な意味での給与取得者つまり国家の奉仕者 (*servant*) であったと結論するのは早計である。この他にも徵税正当化のための理論として社会契約の面を重視するものがある。「実利論」をはじめとする文献に國庫（王の財産）と財政一般に関する細かい規定がみられる。この規定が實際に行われたかは別問題として、ここに載せられた諸規定のなかには、今日の福祉国家を思わせるものも多い。次に王の土地所有権の問題についていうならば、こ

こでは象徴的な意味で用いられた「国土の主」(Lord of the Earth)の概念と、経済的な意味での土地所有の概念とを区別して論ずる必要がある。王を「国土の主」とする文献は多いが、これは経済的な意味ではなく象徴的な意味をもつものである。こう考えることによつて、土地の私有を認める内容をもつ諸史料を、「国土の主」の思想と矛盾なく理解できる。王は土地所有者として地代を受取るのでなく、保護の報酬として税を受取るのである。個人や教団へ村落を贈与する場合は、土地所有権を与えたのではなく、王の取り分である税の徵収権を与えたと解釈してよからう。王の自由にできる土地は王領に限られていたと思われる。王はこのほかに、鉱山・河川などの独占権、盗品や所有者不明の財産の取得権、罪人の土地・財産の没収権、相続者のない財産の取得権などの諸権利をもつてゐる(但しバラモンの財産に関するものには制限がある)。これに対し、王の保護が不十分であつたために生じた損害は王が埋め合わすべきであるという理論が存在している。

第八章 支配の宗教面
王がダルマに従つた政治を行えば、その果報として国家の繁栄がもたらされるという理論が存在した。従つて吉凶禍福はすべて王の政治の善惡に由来し、災害の責任は王にあるとされた。ダルマの概念に結びつけられる自然要素は水(雨)である。即位式で王に水が灌がれるのもこれに關係する。正しい王が支配する国内は、雨は適度に降り、豊かな実りが得られると考えられていた。國家そのものが供犠とみなされる場合はすでに挙げたが、王の果すべき諸機能も

また一種の供犠と考えられていた。従つて国政を正しく行うことは、政治上の義務であると同時に宗教上の神聖な義務でもあるとされた。人民の犯した罪の一部は保護の義務を怠つた王にあり、逆に人民の得た宗教上の果報の一部は王に帰するという思想も存在した。王は自己の義務を正しく果すことによつて現世・来世の幸福が得られる説かれている。しかし、こうした宗教上の諸理論が王の現実の政策にどの程度反映したかは疑問である。

第九章 革命

古代インドの革命論は、不完全かつ矛盾したものである。また、これまでの研究者もこの問題を論ずるにあたつて、革命の可能性・合法性・道徳性を混在させてきた。しかし、革命権を取上げる場合は、それが道徳的に正当と認められていたかどうかを問題にせねばならない。古代インドの諸文献をみると、いかなる場合も革命を正当としない一派がある。ここでは王の行為はすべて正しく、王に従うこととは神聖な義務であると主張され、反逆をきびしく禁じている。しかし、不正な王は神の裁きにより現世・来世において刑罰を受けようという思想が、王の恣意的な政治に対する抑制力としてはだらいでいた。これに反し、暗々裡に革命の正当性を認めるものもある。この場合正当性が認められるのは王が王権を超えた存在であるダルマに反した時、つまり王権を濫用して人民を圧迫し、人民保護の義務を果さなかつた時である。中国の「天命思想」と似た思想が印度にも存在していたといえよう。しかし、これらの史料から直ちに、ヨーロッパで発達した主権在民や革命の思想と同じものを、古代イ

ンドの政治論者が認めていたと結論するに至るが、間違いであることを

はこうまでもなし。

以上、本書の各章の内容をやへ詳しく紹介してきた。著者は序言のなかで、本書は政治理論そのものを問題にしているのであつて、この理論が現実の政治においていかに実施されたかという史実の問題を扱つたのではないと述べている。このような視点から章節に分類され、そこで分析されている諸理論は、それ自体興味深い問題を含むものであるが、各理論の内容の検討に重点が置かれ、理論を生んだインド社会の現実面が軽視されがちになつてゐる。インド古代社会の発達とともに、政治思想が全体としてどのように変化してきたかといふ点で、よりはつきりした線を描き出してほしかつた。また本書では西暦三〇〇年以後、つまりグプタ時代以後の政治理論に関する見通しが、全く与えられていない。グプタ時代以後に、政治理論の上で新らしい変化がみられたのかどうかを、一応指摘しておく必要があつたのではないか。

仏教徒が、社会契約的な思想などいくつかの点で、ヒンズー文献や「実利論」にみられるものは異つた政治理論を発達させたことが、論じられており興味深い。しかし、事項ごとに孤立的に扱われているため、仏教徒の抱いていた政治理論を全体的に把握することができず、またそうした政治理論を発達させるにいたつた思想史的な背景が、ほとんど考察されていない。用いた史料もジャータカ以外には数えるほどしかなく、この点でも十分とは言えない。また、

ジャイナ教徒の政治理論はほとんど無視されている。

古代インド人が発達させた政治理論、あるいはその中核である王権論は、複雑多様なものであり、「実利論」のような例外を除き、そのほとんどが宗教と密接に結びついている。そして、王権を神権に従うものと考え、世俗の王者の義務は、神の定めた社会秩序を維持し、社会の各構成員が各自の義務を遂行できるよう監督保護することであるという思想が、ほとんどの政治理論の根底に流れている。本書のなかで、著者はこうしたインド古代の政治理論を、ヨーロッパや中国など諸外国の政治理論と対比することに力を注いでいる。しかし一方では、ヨーロッパ的な政治概念をそのままインド古代に適用して論じている諸研究者をさびしく批判し、インド古代の政治理論をありのまゝに把握する必要のあることを強調している。ここの本の特徴点があるといつてもよからぬ。

本書はこれまで発表されたこの種の多くの著作のうちでは、簡潔で理解しやすく、一般にはほとんど知られていない古代インドの政治理論の入門書として優れたものといえる。内容も穏当であり、特に際立つた新見解が述べられてゐるわけではない。しかし、扱つた史料の量と範囲、内容の充実さなどからみて、この分野の成果のいちおしなりーナルの著書 (U. N. Ghoshal: *A History of Indian Political Ideas*, Bombay, 1959) にははあるがに及ばない。なお、巻末の専門語彙表には、本書で用ひられた古代インドの政治用語が簡単に解説されており便利である。

(John W. Spellman; *Political Theory of Ancient India*,

a study of kingship from the earliest times to circa A.D. 300. Oxford University Press, 1964)

P = ペーパー著

インドにおける中世の歴史家 —インド＝ムスリム歴史書の研究—

荒松雄

本書は、従来、ロハムン大学の The School of Oriental and African Studies で、インド史を分担しておられた著者が、かつて同大学に提出した Ph. D. 学位論文を改証したものである。研究内容そのものが興味あるばかりでなく、こわゆる中世インド＝ムスリム史の研究の現状について、方法上、あわめて重要な問題を提出していると考へるので、こゝに紹介しておきたい。

本書は、簡単にいえば、十四・十五世紀のインド＝ムスリムの代表的な歴史家 (historians) について、近代歴史学の立場からその歴史叙述にみられる特徴とその限界などを指摘し、それらの歴史書を扱う現代の研究者の態度と方法について、著者の批判的考察述べたものである。著者自身は、「ムスリム歴史家が過去を扱つた方法に見られる無意識的な空みに関する詳細な研究の最初の試み」といつてゐる。選ばれた中世歴史家は、アリー＝サルタナット時代の五人のインド＝ムスリムで、その著書は、いずれも、この時代の歴史

の研究のものと重要な史料として、十九世紀以降、研究者や歴史家によつてひらく利用されてきたものである。

序文 (Preface) 以後第一章は、The Modern Study of Medieval Muslim India : Some Reflections on Trends and Methods と題されてゐるが、第二一六章の本論の前提である。この序文は、従来のイギリス人やイングリッシュ人に於ける研究や歴史叙述に見られるいくつかの傾向を批判的に概説していく。例えば、近代の学者の大部分が、「歴史が政治史のみを意味した」中世歴史家の著書のかたよつた内容にはほとんど依存したが、「difficult and possible idiosyncratic historical techniques」を用ひるべく、安易な「政治史偏重の傾向」に満足しておいた点を、著者は指摘する。そして、この分野における近代の歴史家による歴史叙述が、本質的には中世の歴史家のそれに見られる限界を必ずしも脱けきつてはこないといふ点を示すといふのが本書の目的の一つとおぼしき。

Peter Hardy は、*The Idea of History*, Oxford, 1946. の著

者である故 R. G. Collingwood やよび彼が実際に記事つた H. Butterfield の歴史叙述のオガフラーに関する研究の影響を受けてゐる。「近代歴史学者の作業仮設」が、中世インドの研究にはほとんどの影響してこなさんとの非をかねて感じていた。そうした不満が、著者をして、ムスリム歴史家の歴史叙述に対する批判的研究という大きなコンテクストのなかで、インド＝ムスリム中世歴史家のそれの特徴を分析せさせたものと思われる。筆者は、本書の刊行直後にまたお著者に会う機会を得た。西トシトにしばり、滞在していた経